

文教福祉委員会

平成27年3月3日（火）

午前10時00分～午後0時26分

議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、川副龍之介副委員長、高柳茂樹委員、宮崎 健委員、  
松永憲明委員、川崎直幸委員、平原嘉徳委員、山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・富士大和温泉病院 岩橋富士大和温泉病院事務長
- ・保健福祉部 田中保健福祉部長
- ・教育委員会 東島教育長、貞富副教育長兼こども教育部長、西川社会教育部長  
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について（議案審査、採決・まとめ）

○堤委員長

それでは、おはようございます。これより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、発言される方は必ず挙手をし、委員長の指名後にマイクのボタンを押して発言をしていただきたいと思います。マイクは後押し優先です。発言後に再びボタンを押す必要はありませんので、申し添えます。

それでは、本委員会の審査日程をお諮りいたします。

お手元に配付している審査日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですので、この審査日程どおり審査を行います。

なお、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出いただきたいと思います。

それでは、日程に基づき付託議案の審査を行いますので、富士大和温泉病院以外の職員は退出いただいて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○堤委員長

それでは、富士大和温泉病院の議案審査に入ります。

予算議案である第17号議案について執行部から説明をお願いいたします。

◎第17号議案 平成26年度佐賀市立富士大和温泉病院事業会計補正予算（第1号） 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○川崎委員

先ほどの、MR I が1億5,000万円の予算から、1億2,800万円で買えたと、購入されたということで、この要因は何でしょうか。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

1億5,000万円につきましては、MR I だけじゃなく、MR I を含む医療機器の更新の費用で、主なものとしてMR I の部分が大きく作用しております。

これにつきましては、当初、MR I の機種、今回購入した分についてはオープンタイプの機種を購入しておりまして、オープンタイプの永久磁石方式を採用しておりますので、その分で減額になって、額が抑えられたということです。

以上です。

○堤委員長

よろしいですか。

○高柳委員

その関連ですが、MR I の年間に要する維持管理費か、それと、耐用年数等がもしわかれば教えていただきたいと思います。

○堤委員長

よろしいですか。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

まず、MR I の保守につきましては、平成27年度の当初予算に計上する予定です。平成26年度分に関しましては、1年間は業者のほうで保証をさせていただいておりますので、1年間については保守点検の契約は行っておりません。

2点目の法定耐用年数、これにつきましては、6年を、ただ、機器に関しましては、できるだけ長く使うことによって、減価償却が済んだ後の費用等の関係がありますので、大切に使っていきたいと思っております。

以上です。

○堤委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

○川崎委員

そしたら、このMR I、6年というと、ちょっと少ないような感じがしますが、これは中古品ですか。

○岩橋富士大和温泉病院事務長

新規に購入したもので、中古のものではありません。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で富士大和温泉病院に関する議案審査を終了いたします。

富士大和温泉病院の職員は御退室いただいて結構です。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

それでは、保健福祉部の議案審査に入りたいと思います。

予算議案であります第10号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第10号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算（第8号）中、第1条（第1表）歳出第3款関係分、第4款第1項 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

まず、45ページの住宅支援給付事業のところですけども、求人増で受給申請が減ったということだったんですけども、当初の見込みはどれくらいの人数を想定されて、最終的にどういう人数を考えられているのかというのが1点です。

それから48ページ、障害児通所給付費、これは増になっておりますね。これは利用者6.6%増ということでしたけれども、人数的にどういうふうな人数なのか、お聞きしたいと思います。

以上、ちょっとまず2点お願いします。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

それでは、お答えをいたします。

当初、平成26年度当初予定では、受給世帯数、延べで約360世帯、支給額で約1,300万円の予定をしておりましてけれども、平成26年度の見込みでいきますと、支給延べが約100世帯で、支給額が300万円ぐらいで落ちつくのかなと見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○牧瀬障がい福祉課長

2つ目の質問でございますが、平成25年度が222人の利用でございました。障がい児というのがゼロ歳から18歳未満までを言いますが、全体の約22%の方の御利用でした。それに対しまして平成26年度は281名の利用で、全体の27%の御利用の見込みでございます。

以上でございます。

○松永憲明委員

求人増などでの受給申請が減少したということだったんですけれども、こんなに、360世帯から100世帯と、そんな見込みが大きくずれるものなんですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

平成26年度の当初予算を組むのが平成25年度の9月か10月でございました。そのとき、平均で月大体延べで30世帯前後の給付があったんですけれども、私どもはその水準で今後も推移していくというふうに見込んだところでございました。けれども、結局、ふたをあけてみると、さらにその3分の1ぐらいに減ったということで、確かに、私どもの先の見通しがちょっと、そこら辺で十分じゃなかったということもあったのかなと思っていましたけれども、予想以上に申請が少なくなってきたということでございます。3分の1ぐらいに減ったということでございます。

○堤委員長

よろしいですか。

○山下明子委員

例えば、条件が合いにくくて、むしろ生活保護のほうに行くとか、そういうケースもあるのかなという感じがするんですけど。つまり、景気がよくなって減りましたよということだけだと、そうかなとなるのですが、いや、そうではなく、そこでは救えないので、こっちがふえたと、片方で扶助費がふえているじゃないですか。だから、ちょっとその分析は、全体としてはちょっと合わない気がするんですが、その辺で、条件の関係でどうだったんですか。条件が合わない人はいなかったかどうか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

実際に給付をした方が実人員で26名でございます。そういった方に、基本的には3カ月の就労支援をしたということで、多くの方がほぼ3カ月で就労ができたんですけれども、実は、その中で、どうしても病気等で生活保護に行かれた方が3名ございます。

やはり、病気あるいはアルコール依存症、それから母子で子どもが多い、そういった方はなかなか就労先が見つからないということで、結果的にこの3名につきましては生活保護になったということでございますので、そういったところで就労の条件をいろいろしながらマッチングをしていった中で、結果的には3名の方が生活保護ということになったところでございます。

以上です。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

○宮崎健委員

51ページの高齢者福祉総務費、20節の老人援護費、シルバーパスの購入助成ということでしたが、当初、70歳以上で何人と見込まれていて、すごく補正額が多くなっていますけ

れども、最終的には何人になったのかというのをお願いします。

○真子高齢福祉課長

70歳以上の方ですけれども、当初予算で、市営バスのほうで8,700人ほど予定をしておりました。

そして、70歳以上については、その後……。ちょっとお待ちくださいね……。

○堤委員長

答えられる方で結構ですよ。

○高齢福祉課長寿推進係長

今年度から70歳までに対象を拡大したということで、市営バスと昭和バスと両方しておりますけれども、75歳以上の見込みで、市営バスのほうが、当初、8,690人で見込んでおりました。こちらのほうは7,200人程度ということでしたけれども、70歳から74歳の拡大したところが、当初で2,400人程度を見込んでおりましたけれども、こちらのほうが5,200になっておりました。

それと、昭和バスのほうは、両方ともふえておりました。75歳以上の見込みが約2,060人、実績といたしましては、3月までございますので、見込みですけれども、2,450人。70歳から74歳の拡大した分で昭和バスのほうは、予算上は600人でしたが、実績見込みといたしましては757人というふうになっております。で、70歳から74歳のほうが、市営バスが2倍になったことによります。

以上です。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

○高柳委員

資料番号58ページなんですけど、生活保護世帯が平成27年の1月直近で2,319世帯、昨年度が2,207世帯で、100世帯の増ということで説明を受けましたけれども、自立支援事業をされていますよね。困窮に至る前の。この100世帯、急にというよりも、そこの自立支援の中で情報を得られておった数というのはどのくらいありますか。そういう支援をされている中から、100世帯にどのくらい行かれたのか。

○堤委員長

お答えできますか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

困窮者自立の支援をしている方、相談とか来られた方から、生活保護に移った……。

(「生活保護を受けられることになった方の数がわかれば」と呼ぶ者あり)

1名。

(「1名」と呼ぶ者あり)

1名だった……。済みません。ちょっと、1名か2名、済みません。

実は、この事業をやっておりまして、やはり二分化と言いますか、もう生活保護の相談の方は、生活保護の相談で要否判定をして、なられます。支援センターに行かれる方は、もちろん一歩手前の方なので、我々も要否判定は、ちょっと世帯の状況を見ると、生活保護のほうに回したほうがいいという方は、同行させて、生活保護の相談にやっていただきますけど、そういった方で実際なられた方は非常に少ない、1名か2名だったと思います。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

補足で説明させていただきます。

実は、この100世帯増というのが、約90世帯近くが高齢者でございます。高齢者世帯が申請に来られるということで、いわゆる稼働年齢じゃなくして、もう稼働年齢過ぎた高齢者世帯で、結局、年金が十分でないとか、あるいは病気、高齢によって病気になって、仕事ができなくなった、あるいは年金が十分でなかったからということで生活保護に来るのが最近の傾向でございます。最近の生活保護世帯数が増加傾向にあるのは、こういった高齢者世帯の申請増というところが大きな要因でございます。

○高柳委員

ということは、これは来年度も同じように増加していくという傾向であると捕らえていいですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

高齢化が進んでいく中では、多分この傾向は今後も進んでいくのではないかなというふうに私たちは分析をしておるところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

○山下明子委員

52ページの地域共生ステーションの件ですが、改めてちょっと伺いたいのは、スプリングクラーと防火壁の設置が18件と3件と見込んでいたけれども、8件と1件が辞退されたということは、つまり10件と2件だったということかと思うのですが、さっきの説明の中で、資金不足が5件、確認申請書がないというのが2件と言われたと思うんですね。対象者がいなくなったから工事の必要なくなったというふうな説明……。ちょっと、その確認申請がないというのはどういうことなのかということと、そもそもは、やっぱりつけることが目的なので、ちょっと待ってでもつける方向でどうにかならないものかという、取り扱いの問題ですね。それが1つと。

対象者がいなくなったというのは、全然人がいないということなのか、後から入ってくるんだったら、どうせ要るとは思うのですが、その辺はどういうことなのかということと。

結局、正式な数字で、これで全体の何%になっているのかというところ、3つお願いします。

○真子高齢福祉課長

確認済証といいますのが、建築するときには建築確認を通常、市街化区域の中だったら申請しますけれども、建築確認のとおり建物が完成しているということで、建築の確認済証が出ます。

ただ、これが調整区域とか、そういったところでは建築確認が一般の専用住宅では必要がないので、建築確認そのものがなくて、ほとんどのものが建築されています。

この地域共生ステーションというのが、民間の専用住宅を地域共生ステーションに転用する、要は専用住宅から営業用のほうに用途変更するということが必要になってきます。で、用途変更する場合に、その建築確認済証で、もともときちっと建っているかということを確認するわけですが、調整区域で建築確認なしで建っている場合、改めて建築確認というのを受ける必要があります。そのために、もともとあった住居の床をはぐったり、壁をはぐったり、基礎がどうなっているかを見なくてはならないというような行為が必要になってきますので、現在そういうふうにご利用されながら、そういうことはできないということで、建築確認済証自体が取れないということで、営業用として施設が認められないというふうなところで、スプリンクラーの設置の申請ができないというふうなことになってくるわけです。

スプリンクラー設置のためには、その添付書類として建築確認の確認済証をつけなさいというふうになっていますので、その必要書類が添付できないというところで辞退が出てきております。

それと、有料老人ホームに転居したというようなところですが、もともと、このスプリンクラーが必要というのが、泊まりの機能があるか、ないか。泊まりの機能があると夜間危ないということでスプリンクラーを設置するということになりますけれども、今回の1つのところは、有料老人ホームへ入居者を移して、泊まりが必要なくなったということで、スプリンクラーをつけなくていい、要はデイサービスとか日中だけの利用ですよということに今のところなっていますので、スプリンクラーの取り付けの必要がなくなったということでもあります。また、これが泊まりの営業をするということになれば、スプリンクラーの設置はしなければならないというふうなことになります。

(発言する者あり)

全体ですけれども、46施設、佐賀市内にあります。スプリンクラーに関しては、平成25年度末までに5施設、既にもう整備済みであります。平成26年度も、これまでに7カ所取りつけが終わっておりまして、あと3カ所これから工事に取りかかるというようなところで、ただ、3カ所全部ができるかどうか、まだ確定していない部分がございますけれども、これで15施設ですね。46施設中、今年度までに申請予定の分が全部完了すれば15施設ということになりますので、整備率として33%ということです。

○山下明子委員

そしたら、その確認済証の件なんですけど、そもそも、もう始まっていて、一般住宅をこ

ういうところは普通活用しますからね、大抵。だから、そういうところで始まることについては、特に問題なく進んでいって、それで、いざとなったときに、この書類がないためにと、利用者の安全を守るとか、そもそもの設置目的と、何かそれを阻む書類1枚のことでという、何か物すごく矛盾を感じるんですけども、その辺は担当者レベルでどうにかならんのかという話だとかいうことが、何かあっているんでしょうかというのが1つと。

それから、もう1つ、最後の理由の有料老人ホームに移ったという件ですが、これはその事業所としては日中のデイサービスしかないことにしましたというんだったら、つけないということはわかるのですが、たまたま、それを利用していたお泊まりの人がいないからということで、先延ばしになったというぐらいの意味なのか。何か、そこら辺がはっきりしないと、施設としては夜間お泊まりを受け入れますよということをやりたい込めば、必ずつけなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺はどういう扱いなんですか。

○真子高齢福祉課長

地域共生ステーションというのが、法的な基準というか、位置づけというのがないような施設です。国の基準とか、そういったところで、大きさはこういうふうにして、従業員はこだけしなさいというような縛りがあるというようなところでは、その法律の設置基準とかに従ってスプリンクラーの設置義務というのが発生してきますけれども、この地域共生ステーションというのが佐賀県独自の、何というか、宅老所に、行き場のないというか、昼間、ひきこもりがちな高齢者を集めるというようなどころがありまして、非常に規模が小さいというところが、普通の介護施設とか、そういったところに比べて、専用住宅を使いますので、非常に規模が小さいということで、そういった法的な基準というのがないと、設置基準がないということで、スプリンクラーの設置義務が発生しないところが出てくるわけです。

入居者の安全ということを考えれば、当然、数多くの人たちが集まる施設というのは安全設備というのが完備されて、安心して利用できるということなので、県のほうには設置基準というものを、もうちょっときれいにしてくれとか、義務化するとか、そういったところを考えてくれというようなどころでの要望とかはしております。

ただ、今、佐賀県内で宅老所の宅老所協議会というのができておりまして、その中で、実質的に基準を定めるとか、自分たちで有料宅老所の認定をするとか、そういう動きが今現在できております。

ただ、県内全ての地域共生ステーション、宅老所が加盟しているわけではございませんので、全ての施設を網羅するというわけにはいきませんが、その宅老所協議会とか佐賀県とか、そういったところで、この施設をよりよいものにしていこうという動きがございますので、そこら辺をもうちょっと早く進めてくれとか、そういう要望とかは、担当



者レベルとかで、機会あるごとには話はしております。

○山下明子委員

佐賀県が宅老所を進めて、それが結局、法のすき間を埋めて受け皿になっているわけですよ。やっぱり、大きなところでなく、家庭的なぬくもりがあるところでやっていくことによって、例えば、認知症の進行をおくらせるとか、むしろ、少し改善するとか、そういうケースがあつたりするということも聞いているわけなんですよ。

そうすると、そういうところを推進している側で、書類が1枚足りないためにつけられないというふうなことになったら、何をしているかわからないということになると思うんですよ。しかも、土地利用との関係でそういうことだつていうのであれば、やっぱり、そこは基本的につけようと思つているわけで、そして、つけさせようと思つているのであれば、そこら辺はもう少し実態に合わせていかなくては、もともと法的な規制がない中でやつているということだから、本当に、より実情に合わせて、より利用者に寄り添う形での解決法をしていかないかというのはあると思うんですよ。

もう1つは、今年度で県が補助を打ち切るということで、なのに33%という整備率で果たしていいのかという問題もあるわけなので、そこはあわせて、継続することだとか、そういう不備がない状態で何とかきちっとカバーできるようなやり方をぜひ早急に働きかけを強めていただきたいと思うんですが、県に対してもですね。

でないと、施設側は何かしようと思つてあるとすれば、それは本当にもつたいないとか、問題だと思つたのですが、その辺どうですか。

○真子高齢福祉課長

佐賀県がこの施設を進めている以上、その安全対策というものも、やっぱりきちっとするべきではあると思います。

県のほうでは今、こういう地域共生ステーションに対して、避難計画とか避難用具を整備するというようなことを条例で定めております。一歩進んで、今後もこういった施設を推奨するのであれば、今、委員言われましたように、補助の基準を緩和するとか、また補助率について見直しをするとか、そういう大きな見直しをしてくれというようなところでの担当者レベルの話はもちろん継続して行つていきますし、補正でつけてくれるのであれば、その補正の時期も早目に情報をくれというようなお話もしておりますので、引き続きやっていきたい。

また、33%という整備率は、佐賀市だけではなくて、ほかの市町でも多分同様なことになってくると思いますので、進めていく以上ですね……。で、建築の確認済証というのが、この補助の申請だけということではなくて、建築基準法、そういったところでの縛りもあるというようなところでもあります。建築基準法とか、消防、そういったところでのすり合わせというの必要になってくると思いますので、ちょっと、どこまで緩和できるのかというようなところもよく検討していただくような要望等は引き続きやっていきたいという

ふうには考えます。

○山下明子委員

だから、各法律との関係があるからということではありまじょうが、そもそも、つくって、開設する時点で、そういうことも一定クリアしながらやってきて、最終的にここをやろうとしたところが、あら、ちょっと手前に戻って、だめでしたという話になっていくというのでは、何か、話が違ふということになりますので、そこはやっぱり整備を推進してきたということの趣旨に立ちながらの解決策ということで、本当にぜひぜひよく言っていたきたいと思います。

○松永憲明委員

もともと、これは長崎でこういった施設が火災に遭って、お年寄りの方が亡くなられるという悲惨な事故がありましたね。そういうことを契機として、佐賀県でも予算化をしてスプリンクラーの設置を進めていこうではないかと、こういうことで事業が進められてきたと思うんですね。

ところが、今の話によると、法的設置基準がないということと、それから建築確認済証がないとあとの工事ができないと。何かこう、やり方がちぐはぐになっているなという感否めないと思うんですね。

やっぱり命を大事にしながら、そういった施設が運営されていくということが極めて重要でありますので、引き続き、県への要望を含めて、取り組みを首尾一貫していくようなことで連携をとってやっていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

○堤委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

○高柳委員

資料の57ページをお願いします。

子どもの医療費助成費についてなんですが、これは入院された子どもさんに対しての助成金ですかね。

○成富福祉総務課長

未就学児につきましては、入院も通院も両方ございます。小学校、中学校は入院のみになります。

○高柳委員

これは入院1日目から出るのか、免責があるのか、ちょっと説明していただきたいと思ひます。

○成富福祉総務課長

免責は特にございませぬ。1医療機関1,000円を超える分が補助、助成されるようになっております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので——補足答弁ですか。

○生活福祉課福祉・就労支援室長

先ほど高柳委員の生活自立支援センターの支援をしている方で生活保護に陥った方が、今年度は1名ということです。

以上であります。

○堤委員長

よろしいですか。

○豊田保健福祉部副部長兼生活福祉課長

それと関連して、先ほどの高柳委員の世帯の増減の話でございますけれども、ことし1月と昨年1月で比較して112世帯増加しております、そのうち高齢者世帯につきましては80世帯が増加しているというところでございます。

以上でございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑もないようでございますので、次に特別会計の予算議案を審査いたします。

第11号から第13号議案について執行部から説明をお願いします。

◎第11号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第6号） 説明

◎第12号議案 平成26年度佐賀市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第4号） 説明

◎第13号議案 平成26年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） 説明

○堤委員長

ただいま第11号から第13号議案まで説明がございました。

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思っております。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

30ページの最後の、鍼灸あん摩療養費については、最初の見込みとの関係ではどうだったのでしょうか。

○堤委員長

お答えできますか。

○保険年金課後期高齢医療係長

当初の見込みが平成26年度が初めて、あんまを対象施術に含んだということで、1万3,000件ほどを見込んでおりました。

1月末現在の実績といたしまして、既にもう1万2,600件ほどの実績をいただいておりますので、それによつての確定でございます。

○堤委員長

よろしいですか。

○山下明子委員

1月で1万2,600件ですよ。1万3,000件見込みで。だから、まだ2月、3月ありますけど、それはどういう計算なのかしらということです。120万円、ここで落とさないといけないのかという感じがするんですが。

○保険年金課後期高齢医療係長

当初の見込みが、あんまを含んだことによつて、約1万6,000件ほどを見込んでいたんですけれども、ごめんなさい、当初の説明を誤りましたので、当初の見込みが1万6,000ほどを見込んでおりましたけれども、それだと若干過大であったと。しかしながら、平成25年度から平成26年度に対しての伸びというのは確かにあつておりますので、約120万円今回は減額補正をするというものでございます。

以上です。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に予算議案である第43号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第43号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第9号)中、第1条(第1表)歳出第4款第1項、第2条(第2表)第4款第1項 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑を受けたいと思います。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

タブレット端末は、訪問指導に係る保健師に1人1台ということになるんですか。どういう状態ですか。

○一番ヶ瀬健康づくり課長

主に母子保健事業に従事します健康づくり課の職員が9名おります。それから、各支所に1台ずつで7台、それから管理栄養士が4人いますので、そこに4台ということで、母子保健事業に関しては1人1台というふうに考えているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆様は御退室いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

皆さん、お諮りいたしますが、どうしましょう。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

じゃ5分だけ、5分、トイレ休憩いたします。今ちょうど15分ですから、20分からということ、よろしくをお願いします。

◎午前11時15分～午前11時21分 休憩

○堤委員長

それでは、社会教育部の議案審査に入ります。

予算議案である第10号議案について執行部から説明をお願いいたします。

◎第10号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第8号)中、第1条(第1表)歳出第10款関係分、第3条(第3表)第10款 説明

○堤委員長

以上で社会教育部の議案の説明が終わりました。

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

96ページの埋蔵文化財の発掘調査の説明の中で、多分、補助事業だったと思いますが、遺物保存の保存方法の見直しによる減額という説明があったと思うんですが、それはどういふことでしょうか。

○福田文化振興課長

方法と発言したとしたら、訂正させてください。件数の見直しということでございます。

実際、東名から出土した編みかごとか木製品とかございますけれども、やはり国の補助事業でございますから、いろいろ全体額の制約がございまして、年度当初計画していたよりも少し絞らないとうまくいかなかったものですから。

○山下明子委員

それは、何でもかんでも残されることにはならないということではあるけれども、多様性だとか種類とか、いろんなことで、一定これで全体は網羅できるという最低限という感じなんですか。どんな状況ですか、選択の基準というか。

○福田文化振興課長

全体的な選択の基準といたしますか、出土遺物は非常に重要なものもございますので、国

指定の重要文化財という方向性もある中で、今、全体量がまだ把握できていないと。で、私どもだけではなくて、文化庁の専門の方も一緒になって、どれを保存すべきかということとを並行して協議しながらやっているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

94ページの身近なユニバーサルデザイン推進事業補助金の問題なんですが、説明で140件見込みのところ、54件の申請ということで、かなり少なかったわけなんですけれども、この後、平成27年度までの事業ということで、来年度にさらに件数が出てくるかとは思いますが、申請件数が少なかった要因といたしますか、そこら辺はどうなんでしょうか。

○中島社会教育部副部長兼社会教育課長

確かに、当初予算の見込み140件が54件ということで、数は少なくなっております。

この140件、当初見込んだのが昨年11月、12月でございました。平成25年度の9月補正以降で、県のほうが……。

(「一昨年」と呼ぶ者あり)

一昨年、済みません、平成25年度に県のほうがこの補助事業をつくりまして、これが10月ぐらいに説明がございました。市のほうとしては12月補正で計上をお願いしております。このときに、全自治会等に、公民館を通じまして、まずは和式のトイレの数とかを調べました。結構、和式の数は多くございました。この中で、県の事業が3カ年事業ということで、洋式化すると、ほぼ全額出ますので、これについて有利な補助でございまして、周知を行いまして、調査したところ、結構、件数、要望が上がってまいりました。ただ、このときについては、希望ということで結構上がってきたものだと思います。

これをもとに、うちのほうは140件という見込みを立てたところでございますが、実際に平成26年度になって実施する中で、川副とかが下水道の供用開始が若干おくれております。これを待ってということで、ずれた部分もございまして、あとは、一応、手を挙げていかないと対象にならないだろうということで挙げられた部分も多かったと判断しております。

今回は来年度までの事業でございまして、再度、自治会のほうに再調査を行いまして、平成27年度は今度予算計上をお願いすることとしているところでございます。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○宮崎健委員

7番の資料12ページ、佐賀城東堀発掘調査事業ですが、土橋の南の裏御門橋といったら、アーケードの入り口のところに掛かっている橋ですかね。

○福田文化振興課長

附属小学校の正門近くで、その東側は、いわゆる東堀で埋められておりましたけれども、その東堀を渡る土橋があったんですよ。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

○川崎委員

98ページの川副スポーツ施設整備事業ですね。680万円減になって、説明聞いていますと、480万円が一般財源に振りかえということで説明がありましたけれども、この流れ、ちょうどこの、何というですか、480万円と680万円の減に関して、ちょっと説明がよくわからないものですから、詳しくお願いします。

○山口スポーツ振興課長

スポーツパーク川副の分につきましては、この680万円のうちの三瀬480万円を除いた200万円の減額です。これは、9月補正で国庫補助採択内定ということで、100万円ほど補正をしておりました。それに伴って市債のほうを減額するというのに連動して、時期的にちょっとタイムラグが出てきておりますが、今回、市債の減額というのも必要になってきましたので、その分が今回の補正の財源の振りかえという形で、国庫補助分及び一般財源になるんですが、特別交付税の対象ということもありましたので、そちらのほうと振りかえたような形になります。ちょっとわかりにくい、この数字だけ見るとですね。事業は、通常の事業ということでやっております。

○川崎委員

ちょっと教えてもらいたいんですけど、このスポーツ施設整備事業の内容をちょっと説明してもらいたいと思います。

○山口スポーツ振興課長

これは、緊急防災・減災事業債ということで、耐震改修部分に該当するものを対象としております。

○堤委員長

よろしいですか。

(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。

社会教育部の職員は御退室いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

議員の皆さんにお諮りしますけど、引き続き、こども教育部もよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、引き続きやります。

それでは、こども教育部の議案審査を行います。

予算議案である第10号議案について執行部から説明をお願いいたします。

◎第10号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第8号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)第10款、第3条(第3表)第3款 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

太陽光発電の取りやめが、これは九電がもう受け付けないということから、そういうふうになってきたらと思うんですけども、今後どういうふうにこれはする予定なんですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

太陽光発電設置ということにつきましては、自然エネルギーを活用していこうという趣旨が1つと、それから環境教育に、子どもたちのためにやっっていこうという趣旨がございました。

で、自然エネルギーへの転換というのは、やっぱりコストというのは非常に大きな問題でありますので、現状、九電の方針だとかを聞いている限りは、現時点では設置は難しいという判断をしております。

それから、もう1つの環境教育の点につきましては、一つの手段として太陽光発電というのは、子どもたちに数字で今現在幾ら、何キロワット発電していますよと見せたりすることができる一つの手段としてはあるかと思いますが、環境教育というのはそれだけではなくて、いろんな形で、例えば、ちっちゃな太陽光のパネルをつけた車を走らせたりとか、そういうことでも環境教育というのは別の手段でできますので、そこは学校のほうで工夫してやっっていこうということで、太陽光発電による環境教育というのは、なかなか現実に厳しいということで今回の判断をしたところなんです。

○松永憲明委員

将来的に、また九電の方向性というのも、これは最終的に、これで絶対、先々もこれで行きますということではないだろうと思うんですね。国のエネルギー政策がどういうふうに進んでいくのかということにも大きく左右されていくと思うんですけども、これは大きな社会問題になってきていると私は思うので、もう全然、今後、設置しないんだという



ことではなくて、少し余地は、やっぱり残しておく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その点についての考え方はどうですか。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

先ほど、コスト面とか、採算ベースとかでなかなかやるのは厳しい財政状況があるというお話をいたしました。今後、九電あたりだとか、国の電力の政策によっては変わっていく可能性もあるかと思っておりますので、そのときはそのときで、きちっともう一度検討すべきということは、我々の気持ちの中ではありません。ですから、状況次第というのが現実的な判断なのかなとは思いますが。

○山下明子委員

コスト面を検討された中身について、改めて御説明をいただきたいのが1つと、もともと、これをつけていくことで、売電しながら小・中学校の電力を賄いましょうかという話があったと思うんですが、そこら辺との関係でもどうなのかということと、それから、学校の規模によって4,400万円だったり、川上小が3,600万円であったりしていますが、これはその規模によって違うということなのかどうか、お願いします。

○教育総務課教育総務課施設係長

太陽光システムの試算について詳しい説明をということで、試算をした内容をもう少し詳しく説明いたします。

太陽光システムの発電容量を10キロワットとしました。事業費を20年間、太陽光パネルの耐用年数が20年ということで、20年間ということで設定いたしました。年間予想発電量を約1万2,300キロワットアワー、1日当たり平均34キロワットアワーということで設定しております。これはパナソニックからの資料で、九州全域の資料を参考にさせていただきました。

発電量に対して買う電気の単価なんですけど、購入不要の電気として1キロワットアワー19円54銭ということで出しております。で、年間の購入不要電力代が24万円となります。

蓄電池システムありとなしのやつで費用比較をしたところ、10年ごとの一応機器の更新を含めて20年間分で事業費を算出しまして、蓄電システムの簡易版といいますか、簡単な一番安いタイプで2,400万円、蓄電装置がないタイプで1,650万円と算出しております。

国の交付金とか購入不要電力、交付税とかを差し引きいたしまして、蓄電システムありでマイナス470万円と、蓄電システムがない場合がマイナス27万円となっております。

以上が試算の内容でございます。

○山下明子委員

そうすると、要するに、そういうふうに試算をした結果、これを買ってくれないとなれば、もう丸々持ち出しになって、維持できないということでコスト比較をして、これはなしだということなんですよね。そういう意味ですね。

コスト計算の中身が今、これだったと。それで、要するに、そこの中での売電がもうされない、購入不要分がないということでの話ですか。

○教育総務課施設係長

一応、余剰売電がないという形で、10キロで購入不要、10キロ分の発電をいたしますので、その分が購入不要ということで試算を出しております。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

○山下明子委員

93ページの城北中学校のピロティを技術教室に変更したということについては、これは美術教室をふやしたんですか、どんなふうになったんですかね。

○古田こども教育部副部長兼教育総務課長

体育館の西北側に鉄骨の技術棟が別途あったんですが、そちらのほうはかなり老朽化して、耐震性もかなり劣っていた状況がありました。で、平成15年につくった体育館の北側の新しい校舎になるんですけれども、そちらの西側にピロティが2階部分にありましたので、そこを部屋として改造いたしまして、技術室として利用するという形にしています。ですから、技術室の跡地については、自転車置き場等が不足しておりましたので、そういった部分の整備をして活用していくことにしております。

○堤委員長

よろしいですか。ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に第43号議案を審査いたします。

執行部から議案の説明をお願いします。

◎第43号議案 平成26年度佐賀市一般会計補正予算(第9号)中、第1条(第1表)歳出第3款、第2条(第2表)第3款 説明

○堤委員長

皆様から御質疑をお受けしますが、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御質問もないようですので、以上で、こども教育部に関する議案の審査を終了いたします。

こども教育部の職員の皆様は御退席いただいて結構です。お疲れさまでした。

◎執行部退室

○堤委員長

委員の皆様にお諮りをいたします。

議案の審査に伴う現地視察はいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしますと、以上で文教福祉委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

それでは、このまま採決に移りたいと思いますが、休憩等は必要でしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは早速、採決に入りたいと思いますが、まずお伺いいたします。

当委員会に付託されました議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見はないようでございますので、第10号から第13号、第17号及び第43号議案について一括して簡易採決により採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、簡易採決により採決いたします。

お諮りいたします。

当委員会に付託された第10号から第13号を第17号及び第43号議案について原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案について原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で採決を終了いたします。

次に、本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

山下明子委員、御意見があれば。

○山下明子委員

2点あるんですが、1つは地域共生ステーションのスプリンクラー設置に関してですね。3年間でしたか、補助事業の打ち切りの年度であるということで、今まで整備率の問題も指摘してきたんですが、整備の中身が異なった実態の中身というのが結構明らかになって、しかも、書類上の問題ということで、その制度を進めてきた県側として、やっぱり、本当に整備しようと思うならば、一定の手だてをとる必要があると思うわけなんです。このままでは、やっぱり、宅老所を進めていますという県の姿勢と、その利用者の安全を確保するという対応との関係で、やはり、そごがあると思いますので、県に対してはしっかりと、補助の継続やら、それから、もっと助成対象を広げるとか、あるいは届け出のあり方に関しても、もう少し実態に応じたやり方で、安全を守るという立場でやっていただきたいというふうに思いましたので、この点については、ぜひ、やりとりをきちっと反映させていただきたいということ。

それと、太陽光発電の件ですが、環境政策という大きな位置づけの中でやってきていたのが、ちょっと九電との関係で、ちょっと足どめを食らってしまったということでもあり

ますが、やはり額も大きいので、見通しだとかも含めて、ぜひ、そこは反映していただければと思います。

○堤委員長

ほかに御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、先ほど御指摘のありました2点については、もう当然、やはり書き込むべきだろうというふうに思っておりますので、こういったものを含めまして、正副委員長に一任ということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは最後に、委員会の議事録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたしたいと思っております。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、委員長に委任することと決定いたしました。

ここで、連合審査会について、ちょっと御報告をしたいと思っております。

このことは、一般会計の当初予算(第1号議案)の歳入全款の審査の取り扱いについては総務委員会付託となっておりますが、議会運営委員会を通じてお知らせがっておりますとおり、審査については3月17日火曜日午前9時から、4常任委員会の連合審査会で行う予定となっております。

連合審査会は、各常任委員会で、その開催についてお諮りする必要がありますので、3月17日火曜日午前9時に一旦、この第2会議室に御集合いただき、連合審査の開催と、委員会審査日程を決定していただいた後、大会議室へ移動して連合審査会という段取りになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで文教福祉委員会を終了いたします。